

宇部市本庁舎建設検討市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 本庁舎建設に係る基本的な考え方の策定に当たり、多様な意見を反映させるため、宇部市本庁舎建設検討市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本庁舎建設に関する課題等について協議し、本庁舎建設に係る基本的な考え方の市民案を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、おおむね50人の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から市民案の提出の日までとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 公募する委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務管理部総務管理課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。